

令和 7 年（2025 年）1 月

司法書士総合研究所 研究成果報告（2023・2024）

『現代相続における司法書士の役割についての研究』
～時代に合致した司法書士による手続支援モデルの構築と提案～

業務開発研究部会

主任研究員 石田光曠

研究員 平野次郎

研究員 村上 毅

研究員 小坂和義

研究員 宮澤智史

第1章 相続手続の世界的動向と日本特有の課題

1. 本研究の趣旨

（1）背景と目的

当研究部会では、近年、社会問題化する我が国における放置空き家及び所有者不明土地増加問題を受け、2015 年より、世界の土地所有制度並びに相続制度の調査研究を続けてきた。そして、今期は特に、多様性の進行が顕著な相続手続実務についての世界的動向の調査と、そこから浮び上る我が国特有の課題を報告する。

ちなみに、本書で言う「世界」とは、当研究チームが調査対象とした、英米法採用国のイギリス、アメリカと、大陸法採用国のフランスとドイツの 4 か国とする（以下「世界」という）。この 4 か国は、英米法と大陸法という、それぞれ異なった法体系の代表国であることから、これら 4 か国の調査で浮かび上がった共通点は、時代を反映したトレンドであり、「世界基準」と捉えて良いと考える。

さらに、日本はフランスとドイツの民法典を母法としてしていることから、本来は、英米グループと仏独日グループに分類した異なる共通点が明確になるはずである。ところが、調査の結果、日本以外の国では共通点が見られ、日本だけが異なっている点 that 浮き彫りになったとすれば、それは、日本の相続手続実務にとって、参考にすべき指針となることは言うまでもない。

尚、ここで言う「共通点」とは、条文及び法制度上の共通点ではなく、手続実務上の共通点であることを確認しておく。

（2）現代日本の相続事情と課題

1970 年代から加速した少子高齢化現象、そして、2006 年から 2009 年頃を頂点とした長期かつ急速な人口減少期に突入し、時代は、「大相続時代」とともに、「相続手続受難の

時代」に突入した。少子化による相続人の減少、並びに社会変化による相続人関係の希薄化と遺産そのものの多様化がその主な要因である。「相続は家族内の問題」という従前の考え方は通用しなくなっており、「争族」という言葉が一般化している。ここで言う「争族」とは、争点が明確な「紛争」というよりも、ほとんどの場合、情報不足や情報に対する信頼不足などからくる「不信感」である。とすれば、相続手続は家族内の問題とするのではなく、専門技能のある第三者が積極的に関わるべき時代に代わっているのではないだろうか。

このことは、日本だけの問題ではない。先進国共通の問題である。そこで、世界の相続手続の実態を調査し、共通的傾向を整理してみた。

2. 世界の相続手続の傾向と共通点

各国の相続手続事情に関する調査結果は、後記資料をご覧くださいとして、その中から浮き彫りとなった傾向及び共通点を整理する。

(1) 世界では、「管理清算型相続手続」が主流

大陸法採用国では、被相続人の権利・義務は、相続開始と同時に相続人に移転すると考える（当然包括承継主義）。他方、英米法採用国では、相続が発生しても被相続人の権利・義務は残存し（財団化）、裁判所が選任する財産管理人のもとで管理・清算された後、はじめて相続人の権利・義務が発生する（管理清算主義）としている。ところが実務では、大陸法のフランスやドイツにおいても、管理者を置いての「事実上の管理清算型相続手続」が慣行されている。その理由は、当然承継主義とは言え、遺産分割までの遺産は「包括的（フランス）」あるいは「合有（ドイツ）」と捉え、多くのケースにおいて（特に不動産遺産がある場合等）相続手続を専門とする法律事務専門職が関与し、遺産を管理し、清算を優先させたうえで分割手続の実現を支援している事実が分かった。この手続スタイルは、英米法採用国と法解釈は異なるが、共通している点と言って良い。しかも、時代の要請に合わせて変化・改良してきたものと思われる。

(2) 相続手続専門職のワンストップ性と連携

日本では、「相続は家族内の手続」という従来の考え方から、相続手続における専門職の役割は、あくまでも受動的でありサポート的と考えられている。したがって、「我こそは相続の専門家」と謳いながらも、実際は、単なる「相続登記申請」や「相続税申告」の専門資格者であったり、あるいは依頼相続人のみの「訴訟代理人」であったりと、国民からは、その役割と専門範囲は見事に不透明である。この不透明性及び非総合性が、「争族」を助長し、適正な遺産分割の妨げに繋がることは否定できない。

他方、調査した世界の国では、この点、共通性があった。それは、全相続人に対する中立性を確保した相続事務手続の専門職の存在とその認知、並びに手続の初段と紛争性が明確となった段階での専門職の区別と役割分担である。

(3) 相続手続は、正確な基礎情報の作成から始まる

次に、相続手続の初段（第一段階）を担当する事務的法務の専門職は、どのような手続から関与が始まるのかを調べた。その共通点は、英米法採用国も大陸法採用国も（その前提となる法概念は異なるが）、相続開始から一定期間内に、その後の手続の基礎となる情報作成を管理人または相続人に求める制度を採っていることである。具体的には、法定相続人の特定と遺産の調査及び目録の作成（特に不動産遺産の内容）、遺言書などの生前手続の有無等である。フランスやドイツでは、これらの初期情報を「相続証明書」と呼んで、その後の手続に利用している。そして、この情報の正確性と早期作成を担保するために、法律事務の専門職の関与を促進している。

（４）相続の専門職と登記申請の専門職の一致と効果

さらに、調査した世界の国では、相続の初段（第一段階）を担当する法律専門職が、同時に登記申請の専門職でもあることも共通していた。このことが、相続を契機とする不動産の管理放置を防止している。また、相続登記に対する責務（義務）を、相続人に対してではなく、遺産に不動産が含まれていることを知った公的機関の担当者や手続に関与した専門職に対して求めている。しかも、ここで言う相続登記とは、単に登記申請を求めるだけでなく、活用意思のある相続人または承継者（相続人からの買主等）に、間違いなくバトタッチされることを見届けるシステムのように感じる。このことが、結果的に、国土の一部でもある不動産遺産の適切な承継（公共の福祉）に寄与している。したがって、日本の様な形式的な相続登記の義務制を採っている国は、一つも存在しなかった。

（５）訴訟法務の専門職は、相続手続の初段の関与を避ける

日本では、法定相続人同士は利益相反の関係にあることから、家事訴訟代理権を持つ法律資格者以外は、遺産分割の支援業務はすべきでないという見解もある（弁護士法第72条との関係）。一方、世界の国では、利益相反の関係にあるからこそ、訴訟法務の専門資格者は相続手続の初段（法定相続人や遺産調査、及び遺産分割協議に必要な情報作成及び提供）には、関与すべきではないという不文律が存在する。条文規定ではなく、業界ルールである。そして、この相続手続の初段を担当する法律専門職（※¹）には、例え一部の相続人から依頼及び報酬を受けようが、全相続人に対し中立な立場で正確な情報を提供する責務が課せられている。これこそが、現代相続事情に合致する合理的で透明性のある手続支援モデルではないだろうか。

※¹ フランスではノテール（資格制度上、訴訟法務弁護士との兼業は不可）、ドイツではノタール（資格制度上、訴訟弁護士との兼業も可能だが、同一手続においての兼務は不可）のこと。イギリスでは、ソリシタ（事務弁護士）とバリスタ（訴訟弁護士）の資格的区別があるが、アメリカでは一つの弁護士資格のみなので、弁護士自身が自発的に専門性を明示して活動している。

また、フランスのノテール・ドイツのノタールとは、直訳すれば「公証人」となるが、日本の公証人制度と異なる点が多く、誤解を避けるために本書では、敢えて日本語訳名の使用を避ける。因みにノテールやノタールは登記制度の専門職でもあることから、日本の公証人＋司法書士のイメージに近い。

ちなみに、世界では相続税の基礎控除額が高く、また生前対策に対する減税制度もあるため、相続税対策の必要性が低い。したがって、個人の相続手続に会計専門職が関与するケースはほとんど無く、日本の税理士のような個人相手の税務資格者が存在する国は少数派である（※²）。

（６）スムーズな合意形成支援と専門職間の役割分担

相続手続の初段における訴訟法務の専門職の回避と言っても、決して相続手続から排除するものではない。仮に、手続の過程で本来的な紛争性が明らかになった場合は、初段の手続法務の専門職は、各相続人が委任した訴訟法務の専門職（弁護士）に情報をそれぞれ提供し、当該手続からは完全に離脱するのが基本ルールとされている（※³）。よって、専門職間の仕事の取り合いや過剰勧誘は見られず、国民の行動を惑わすことを防いでいる。

（７）家単位の相続から、夫婦（世帯）単位の相続へ

1900年代の後半から、世界では相続手続に関する議論が盛んに行われ、その後の法改正に繋がっている。その主なポイントは、「遺産は家の資産」という従来の考え方から、「遺産は夫婦又は世帯の資産」という考え方へのシフトである。例えば、フランスでは、生存配偶者がいる場合の兄弟姉妹等の法定相続分を廃止したり（2006年 ※⁴）、同じく生存配偶者がいる場合の直系尊属の遺留分を廃止している（2008年）。そしてドイツでも、遺留分制度の見直しが進んでいる。

また、当然包括承継主義を採るフランスやドイツにおいても、被相続人の意思を重視する改正も見られた（フランスの遺言による持ち戻し免除枠の拡大（2006年）など）。

（８）生前対策メニューの充実

前述のとおり、世界では相続開始早々に相続裁判所や専門職などの公的機関の関与が始まるため（遺産のオープン性）、反面、それを嫌う心理も大きい。また近年は、再婚や事実婚等の増加という側面から、相続人同士の関係性も複雑化しており、全ての相続人に遺産の中身を知られたくないという心理も高まっている。まさに、多様性の進行である。そこで、世界ではこのニーズに答えるため、多様な生前手続対策メニューが誕生している。従前からある「遺言書」や「生前贈与」「生命保険」に加え、「民事信託契約」（アメリカなど）や、一方名義人の相続発生と同時に生存名義人の単独預金となる「ジョイント（共有）預金口座」（アメリカ、フランスなど）や、同じく不動産の所有権が生存共同名義人

※² 例えばフランスでは、登記申請を担当する法律専門職が相続に関する税務申告も担当する。それにより、遺産の総額が基礎控除額の範囲であることを証明できれば、相続税はかからない。

※³ 例えばフランスの制度改正の様子であるが、いきなり訴訟手続に移行するのではなく、事情を把握している相続手続の初段を担当した法務専門職を調停役として裁判所が起用する動きが報告されている

（2024年6月14日「メキ報告」より）。家事代理権を持たない法律事務の専門職は、紛争が表面化した段階から手続から離脱するのが原則であるが、遺産の内容や相続人間の事情を一番把握している初段の専門職を裁判所監督の下に関与させることが、結局一番合理的であるという考え方からの近時の改良点である。

※⁴ 韓国も生存配偶者がいる場合の兄弟姉妹等の法定相続分を廃止した（韓国民法第1003条1項）。

の単独所有となる「ジョイント名義登記制度」（アメリカ）など、多彩な手続制度が整備され、積極的に利用されていることが分かった。いずれも、財産の一部を遺産分割の対象となる遺産から外すことを目的とし、場合によっては遺産目録から外すことを目的とするものもある。このことは、多様化がすすむ時代性からの要請とともに、被相続人の生前の意思の重視からくる傾向である（末尾資料編参照）。もっとも、日本の様な相続税対策とは、その目的も結果も異なるので区別していただきたい。

（９）透明性のある報酬制度

上記相続手続における専門職の早期関与を促進するために、アメリカやイギリスでは裁判所が、フランスやドイツでは手続の段階と内容ごとに法定で報酬基準が定められている。これにより、専門資格者間の過当勧誘競争を防ぐとともに、国民に費用の概要がイメージしやすいようにしている。

（10）まとめ

世界においては、相続開始早々から裁判所や法律専門職が相続手続に関与する体制が整備されており、そのことが結果的に遺産分割の未了や長期化による社会への悪影響を防いでいることが分かった。

さらに、相続手続に関与する法律専門職の役割と立ち位置が確立しており、初段では訴訟法務の専門職は関与せず、全当事者に中立なファシリテータ的法務専門職がワンストップで担当することで、国民の信頼と便宜、安心を形成している。これこそが、現代相続事情が創り出した法務サービスモデルではないだろうか。

我が国も、この情報を参考に日本モデルを構築し、一刻も早く国民に提供すべきであると考えがいかがだろうか。

資料 世界の相続制度の比較

※ 当研究部会調べ

	日本	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ
遺産の帰属	・相続開始と同時に相続人が包括承継する。	・相続開始と同時に相続人が包括承継する。	・相続開始と同時に相続人が包括承継する。 ・遺産は合有とされる。	・相続開始時点でエステート（遺産財団）に移転する ・遺産管理人等が管理、清算を行い、清算終了後、残余財産が相続人に分配される（プロベート）	・相続開始時点でエステート（遺産財団）に移転する ・遺産管理人等が管理、清算を行い、清算終了後、残余財産が相続人に分配される（プロベート）

法定相続人	・配偶者は常に相続人になる ・第1順位：子など直系卑属 ・第2順位：父母など直系尊属 ・第3順位：兄弟姉妹、甥姪	・配偶者は常に相続人になる ・第1順位：子など直系卑属 ・第2順位：父母、兄弟姉妹、兄弟姉妹の直系卑属 ・第3順位：直系尊属（父母以外） ・第4順位：おじ・おば、いとこなど（兄弟姉妹及びその卑属以外の傍系血族） ＊配偶者がいる場合、兄弟姉妹及びその直系卑属、第3順位以降の者は相続人とならない	・配偶者（同性パートナーを含む、以下同じ）は常に相続人になる ・第1順位：子など直系卑属 ・第2順位：父母、父母の直系卑属（兄弟姉妹、甥姪） ・第3順位：祖父母、祖父母の直系卑属（おじ・おば、いとこ） ・第4順位：曾祖父母、曾祖父母の直系卑属 ・第5順位：高祖父母以上の直系尊属及びその直系卑属 ＊配偶者がいる場合、祖父母の直系卑属及び第4順位以降の者は相続人とならない	・配偶者は常に相続人になる（被相続人よりも28日以上長く生存することが必要） ・第1順位：子など直系卑属 ・第2順位：父母 ・第3順位：全血の兄弟姉妹 ・第4順位：半血の兄弟姉妹 ・第5順位：祖父母 ・第6順位：全血のおじ・おば ・第7順位：半血のおじ・おば ＊配偶者がいる場合第4順位以降の者は相続人とならない	・州により異なる ・統一検認法典の場合 ・配偶者は常に相続人になる ・第1順位：子など直系卑属 ・第2順位：父母 ・第3順位：兄弟姉妹、兄弟姉妹の直系卑属 ・第4順位：祖父母、祖父母の直系卑属 ＊配偶者がいる場合、第3順位以下の者は相続人とならない ＊配偶者とその子が相続人で、配偶者に被相続人との間以外の子がいない場合は、配偶者がすべての遺産を取得する（次項参照）
法定相続分	・配偶者と子が相続人の場合：配偶者 1/2、子 1/2 ・配偶者と父母が相続人の場合：配偶者 2/3、父母 1/3 ・配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合：配偶者	・配偶者とその子が相続人の場合：配偶者は遺産全部の用益権か 1/4 の所有権を選択できる ・配偶者と子（生存配偶者の子でない者が含まれる）が相続人の場合：配偶者 1/4、子 3/4 ・配偶者と父母が相続人の場合	・配偶者と子が相続人となる場合：配偶者 1/4、子 3/4 ・配偶者と父母が相続人となる場合：配偶者 1/2、父母 1/2 ・配偶者と祖父母が相続人となる場合：配偶者 1/2、祖父母 1/2	・配偶者と子が相続人の場合：配偶者は25万ポンド及びそれ以外の遺産の 1/2 の終身収益権を取得 ・配偶者と父母が相続人の場合：配偶者は45万ポンド及びそれ以外の遺産の	・配偶者とその子が相続人の場合：配偶者がすべての遺産を取得 ・配偶者とその子が相続人の場合（配偶者に被相続人との間以外の子がある）：配偶者は22万5000ドル及びそれ以外の遺産の 1/2 を取

	3/4、兄弟姉妹 1/4	合：配偶者 1/2、父母各 1/4		1/2 の終身収益 権を取得	得 ・ 配偶者と子 （配偶者の子で はない）が相続 人の場合：配偶 者は 15 万ドル 及びそれ以外の 遺産の 1/2 を取 得 ・ 配偶者と父母 が相続人の場 合：配偶者は 30 万ドル及びそれ 以外の遺産の 3/4 を取得
相 続 手 続 に 関 与 す る 専 門 家	・ 手続を相続人 本人が行うこと が可能 ・ 必要に応じ、 司法書士、弁護 士、税理士など	・ 一般にノテールが、遺産の管理・清算、遺産分割協議の仲介、相続税の申告などを行う。 ・ 遺産が 5000 ユーロを超える場合や遺産に不動産が含まれる場合は、ノテールの関与が必須	・ 司法補助官（裁判所書記官）：遺産裁判所において相続証明書を発行する ・ 必要に応じ、ノテール、弁護士、税理士など ・ 遺産に不動産が含まれる場合、遺産分割協議書はノテールが作成する	・ ソリシター（事務弁護士）	・ ソリシター（事務弁護士）
遺 留 分	・ 子、配偶者： 法定相続分の 1/2 ・ 父母のみが相続人：法定相続分の 1/3 ・ 兄弟姉妹、甥姪には遺留分はない	・ 子 1 人：1/2 ・ 子 2 人：2/3 ・ 子 3 人：3/4 ・ 配偶者（卑属がいなく場合）：1/4 ・ 尊属には遺留分はない	・ 配偶者、直系卑属、父母：法定相続分の 1/2	なし	なし

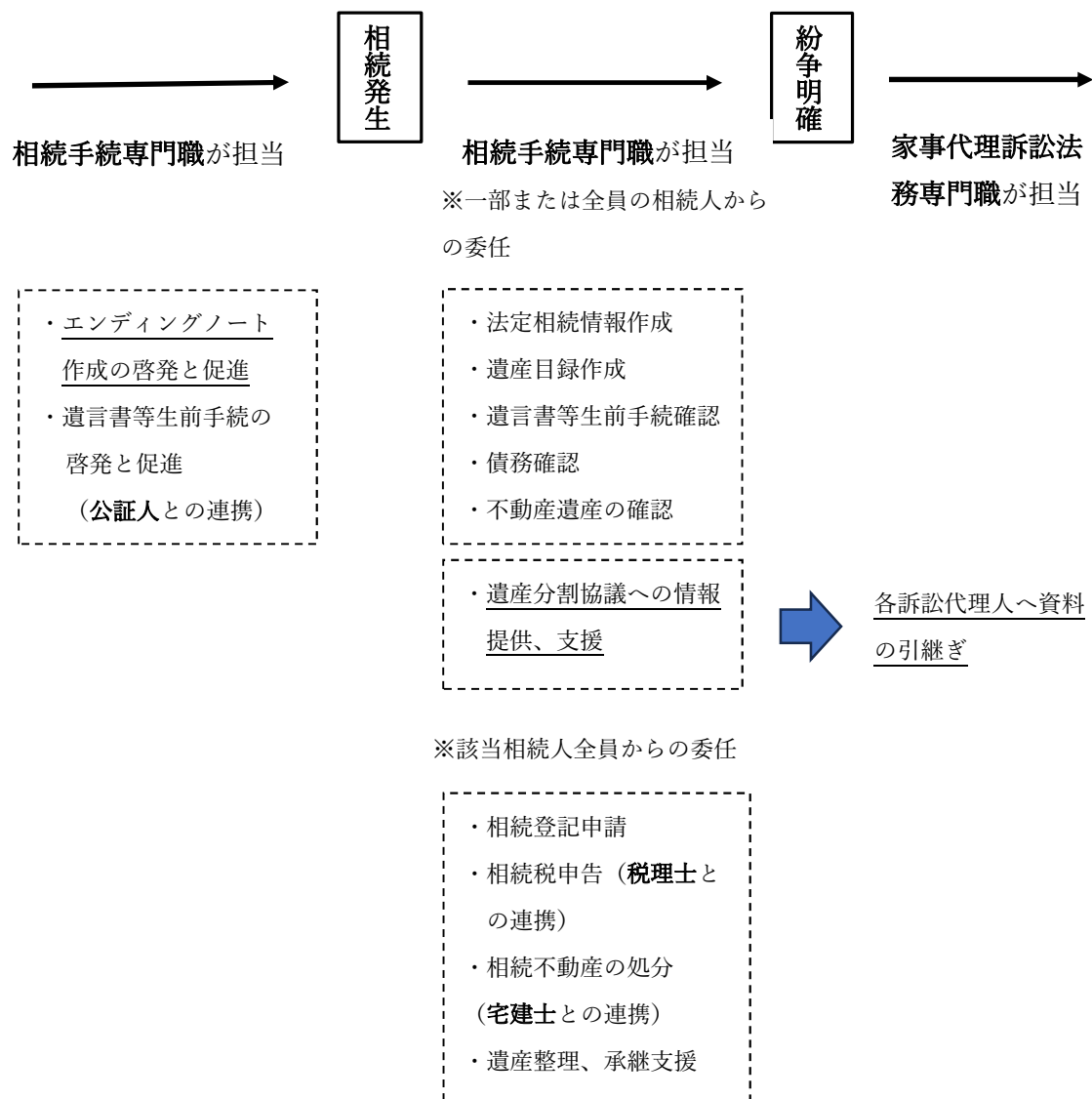
相 続 時 財 産 分 与	なし	・法律婚の生前 配偶者には、婚 姻中の形成財産 の2分の1が遺 産から切り離し て分配	・法律婚の生前 配偶者には、婚 姻中の形成財産 の2分の1が遺 産から切り離し て分配	・法律婚の生前 配偶者には、婚 姻中の形成財産 の2分の1が遺 産から切り離し て分配	・法律婚の生前 配偶者には、婚 姻中の形成財産 の2分の1が遺 産から切り離し て分配
相 続 税 基礎控 除額	・3000万円＋ 600万円×法定 相続人の数	1. 子、父母、 祖父母： 10万ユーロ 2. 兄弟姉妹： 1万5932ユー ロ *配偶者には相 続税は課税され ない	1. 配偶者：50 万ユーロ 2. 子： 40万ユーロ 3. 父母及び祖 父母： 10万ユーロ	32万5000ポ ンド	1292万ドル (2023年、米 国市民・居住 者)
主 な 生 前 手 続	・遺言書制度 ・生命保険制度 ・夫婦間贈与制 度	・遺言書制度 ・推定相続人へ の不動産生前贈 与の税減免制度 ・預金の共同名 義口座制度 ・生命保険制度	・遺言書制度 ・生命保険制度 ・ほか不明	・遺言書制度 ・民事信託契約 制度 ・生命保険制度 ・ほか不明	・遺言書制度 ・民事信託契約 制度 ・預金の共同名 義口座制度 ・不動産の共同 名義登記制度 ・生命保険制度

【参考文献】

- ・税理士法人山田&パートナーズ編『国際相続の税務・手続Q&A〈第4版〉』
- ・公益社団法人 商事法務研究会 『各国の相続法制に関する調査研究業務報告書』
- ・当研究部会独自聞き取り調査

第2章 現代日本における「時代に合致した相続手続モデル」の提案

1. 時代に合致した「相続手続モデル」の構築



(1) 日本版「相続証明情報」の作成を慣習化させる！

世界では、法定相続人を特定するための基礎データが、現在は個人ごとのデジタル情報として整備されているが、日本の戸籍のように過去の情報まで紐づけられているわけではないため、法定相続人の特定作業が簡単ではない。そこで専門職に依頼するケースが多いため、自然と早期の段階で専門資格者が関与することになる。また、相続税の申告が必要なケースだけでなく、基礎控除額の枠内であることを証明するために正確な遺産目録を作成し、一定期間内に税務署に提出しなければならない。そこで当たり前の様に専門職に依

頼することとなる。そして、これら専門職が作った証明情報は、依頼を受けていない法定相続人を含め全員に開示されるため、情報に対する「不信感」は生じ難い。また、遺産に不動産が含まれている場合は、その情報を行政機関並びに担当した専門職（登記申請の専門資格者でもある）が把握できるため、適切な承継を促し、早期の相続登記申請の履行に繋がる。ざっくりと、こんな共通した仕組みが見てとれる。

これに対し日本では、戸籍情報の取得により、比較的簡単に法定相続人の特定ができる。そこで、この段階で専門職が関与することは慣例化しておらず、また、相続税の基礎控除以下の遺産の場合は遺産目録の作成も求められないため、杜撰な遺産の情報収集から相続が始まるケースが少なくない。ところが近年の日本では、家族関係の多様化により、戸籍による相続人の特定も複雑になっている。また、相続手続をする金融機関の方も、古い戸籍を判読できる担当者も少なくなっている。そこで登場したのが「法定相続情報一覧図」という証明制度であり、日に日に認知と需要が高まっている。一番歓迎しているのは、金融機関等の手続担当者だろう。そこで、日本においても、相続に係る基礎情報の早期作成を、専門職関与により実現させる手続モデルとして、日本版「相続証明情報」の作成制度を提案する。

その内容としては、

- ① 法定相続情報一覧図（既存の制度）
- ② 遺言書の有無と形式的有効性の確認（担当専門職が確認）
- ③ 遺産の探索、調査と遺産目録の作成（複雑な場合は税理士と連携）
- ④ 相続登記申請が必要な不動産遺産の内容、活用状況、換価の可否等（宅建士等と連携）
- ⑤ 遺産分割協議の必要性と対象となる遺産の内容
- ⑥ 相続税申告の必要性の判断（税理士と連携）
- ⑦ その他

以上のような内容を相続開始後、遅滞なく作成する慣習をつくり上げることで、「争族」の重大因子の一つである「不信感」を取り除き、遺産分割の遅滞・長期化を防止する手続モデルを、行政・専門職・金融機関等の三者で創り上げることを提案する（※⁵）。

（２）相続手続における専門性と専門職の確立

① 難解な日本の専門職制度

では、誰が日本版「相続証明情報」を作成するのか。前述のように、現在の日本では、どの専門資格者が相続手続のどの段階を担当するのが相応しいかの自覚及び業界ルールが確立されていない。

ここで、世界の相続手続の各段階における専門資格者の資格と資質を整理してみよう。

※⁵ この制度慣習を広げるためのインセンティブとして、相続登記申請の登録免許税や相続税の減免措置を望む。

(共通する世界の相続手続事項と担当職)

手続項目	担当資格職	求められる資質・立ち位置
(初段階) 相続証明書の作成	法律事務資格者兼公証人 兼登記事務資格者 (仏・独) ノテール (英・米) ソリシタ、事務弁護士	中立性・正確性・公平性の 維持 一部相続人からの委 任でも可
遺産目録の提出 (税務署)	同上 (仏・独) ノテール (英・米) ソリシタ、事務弁護士	中立性・正確性・専門性の 維持 一部相続人からの委 任でも可
遺産分割協議への情報提供 並びに進行支援	同上 (中立性の厳守) (仏・独) ノテール (英・米) ソリシタ、事務弁護士	中立性・公平性・専門性の 維持 一部または全部の相 続人からの委任
(合意後) 相続登記申請代 理 (登記所)	同上 (仏・独) ノテール (英・ 米) ソリシタ、事務弁護士	専門性 該当相続人の委任
(紛争性の確定) 裁判所手 続等に移行	訴訟法務資格者 (仏・独) 弁護士 (英・米) パ リシタ、訴訟弁護士	専門性 各当事者の委任
(法定期間) 相続税申告手 続	法律事務資格者兼公証人 兼税務事務資格者 (仏・独) ノテール (英・米) ソリシタ、事務弁護士	専門性 該当相続人の委任
(生前) 生前手続	法律事務資格者兼公証人 兼登記事務資格者 (仏・独) ノテール、弁護士 (英・米) ソリシタ、事務弁護 士	専門性 所有者 (被相続 人) からの委任

因みに世界では、個人レベルの税申告手続につき、日本ほど複雑ではないため、法律事務及び登記事務の専門資格者が行っている。

ここで明確にしておきたいことは、英米法採用国、大陸法採用国問わず、また、同じ資格制度か異なる資格制度かを問わず、世界では「訴訟法務」と「非訴訟法務 (事務法務)」の区別が確立しており、その手続を担当する専門職も明確に区別すべきとしている。そして、その区別の目的が依頼者の誤解や不信を回避することとすれば、今の日本の相続実務にこそ取り入れるべき考え方であろう。

その点日本の相続手続実務では、①弁護士、②司法書士、③税理士、④行政書士、⑤法務局登記官（法定相続情報一覧図）、⑥公証人（遺言書等）がそれぞれ別々に関与することもあり、その資質と役割分担の峻別は、国民側から見て難解である。そもそも法律の専門職制度は、明治5年に大陸法の制度を参考として制定された代書人、代言人、公証人の3つの分類に、戦後、新たにアメリカの弁護士制度が追加された。それにより、それぞれの専門性が分かり辛く、より複雑化している。このことが、無意味な「争族」の要因の一つと言っても過言ではない。

② 相続手続に求められる専門職の職能

日本において、上記図表の「担当資格職」に関し、誰が担当するかを決めることは、ハチの巣を突くかの如く大騒ぎになるだろう。公証人と言っても、日本の公証人制度とヨーロッパの公証人制度とは、その内容も人材も全く異なる。弁護士も、資格上は何でもできると言いながら、イギリスやアメリカの弁護士のようにそれぞれの専門性を明確にしていない。訴訟法務と事務法務の職能は大きく異なり、簡単に使い分けできるものではない。

他方、司法書士は、登記申請代理において唯一「双方代理」を担う中立的法律事務専門職であるものの、近年、簡易裁判所における訴訟代理権も取得可能となっている。税理士も、税務手続の専門家ではあるが、法律手続の専門家ではない。

相続手続における専門性と専門職の確立と言っても、決して各資格者間による縄張り争いとなってはいけな。特に、日本の資格制度においては、世界のそれと比べ、明らかに細分化されている。この細分化こそが国民にとって不明瞭かつ不利益であることから、求められるものは「連携（チームによるサービス提供）」である。今こそ、各専門職間で現代日本の相続手続実務の課題を認識・共有し、チームで国民のニーズに応える努力が必要である。そこで日本の各法律専門職は、相続手続における自分の立ち位置と支援手続内容（自分に依頼してもらえば、どんな手続支援が提供されるのか）を国民に対し明らかにし、実行し、実績を積み重ねることにより、相続手続の専門資格者像を国民に啓発していくことしかない。そして、その結果で一定の法的ルール化が進んでいくことが望ましいと考えるがいかがだろうか。

（3）遺産分割協議への情報提供及び合意形成支援

世界の相続手続実務と比較し、日本の相続実務において、欠けている点の一つある。それは、「遺産分割における合意形成支援（ファシリテーションサービス）」（※⁶）である。遺

※⁶ 相続人が複数いる場合の遺産分割におけるファシリテーションとは、まちづくりなどで試みられているように、専門知識のあるファシリテータが一定程度の基礎情報を提供したうえで当事者全員の意思や意見を集約し、浮かび上がったキーワードを白板に書き出し、全員に提示し、さらに意見を募り、課題を絞り込み合意形成を図りやすくする手法を遺産分割協議に応用するイメージである。ADR技法と類似するが、あくまで紛争解決手段とは、区別すべきと考える。尚、司法書士総合研究所業務開発研究部会では、令和6年度の研究テーマの一つに、この中立的な法律専門職による「遺産分割ファシリテーション技法」を挙げている。

産分割協議に専門職が関与するケースと言え、行方が分からない法定相続人の不在者財産管理人制度や、知的障がい者や成年後見人等の代理人制度、あるいは委任による一部法定相続人の代理人制度は存在するが、遺産分割協議における合意形成を支援する専門職（ファシリテータ）機能は、法律的にも業界的にも確立していない。これこそが、時代が求めている手続サービスであり、法務支援ではないだろうか。とはいえ、我が国ではこの話をすると弁護士法第72条との関係を求められ、なかなか表立った議論の展開がしにくい空気感がある。これについては、後ほど当研究部会の見解を示すことにする。

（４）生前対策の拡大と促進

日本において、遺言書の作成など生前対策の履行率は世界と比べ圧倒的に低い。これは、戦前までの家督相続制度の名残と誤解（何もしなくても法で決まっており、手続しなくても何とかなる）とともに、生前に子供や親族に自分の財産の内容を積極的に知らせたくないという感情がある。このことは、日本だけでなく世界共通の国民心理である。では何故世界では生前対策の履行率が高いかというと、前述した通り、法律で相続開始と同時に正確な遺産目録の作成が、様々な理由で求められているからである。つまり、どの途、自分の資産が丸裸にされるという切迫感である。それなら生きている間に処分したり贈与したり、相続する者を指定しておこうという気持ちになる。場合によっては、相続人にも知られたくない生前対策もあるかもしれない。

日本においても、遺産の透明性、開示性を高める必要性は、以前に比べ高まっている。理由は、相続人間の関係希薄化と多様性の拡大だ。例えば配偶者や同居の相続人がいたとしても、他の法定相続人が無条件に遺産分割協議書に署名押印してくれるとは限らない。何故、遺言を遺してもらわなかったのかと聞くと、「まさかこんなことになるとは・・・」という答えになる。そこで、前項（１）の「相続証明情報」の作成慣習を高めることにより、生前対策の必要性和重要性を国民が再認識するきっかけとなることが望ましいと考える。

（５）エンディングノート作成の啓発

国民に相続手続の困難性と生前対策の必要性を理解してもらう一番の効果的端緒は、エンディングノートの作成を普及することではないだろうか。日本司法書士会連合会は、法務省（全国の法務局）や自治体と連携して独自のエンディングノートを作成し、啓発活動を行っている。この「終活」慣習の普及こそが、遺言書作成などの生前手続の普及や相続開始後の適切かつ早期の相続手続に繋がると確信する。司法書士は、このエンディングノートの作成慣習の啓発を積極的に担当することによって、相続手続の専門職たらんことをアピールすべきであろう。

２．法改正を伴う新制度提案

（１）早期遺産目録作成の慣習整備と相続税申告制度の改革

ここからは、多少の法制度改革を伴う提案をする。前述のように、世界では、相続税の基礎控除額以内であっても、一定期間内に遺産目録を作成し、その旨を申告することにより初めて非課税認定がされるのに対し、日本では遺産の合計額が基礎控除内であれば申告は一切不要とする制度を採っている。国民にとっては簡便な制度ではあるが、このことが遺産分割の遅延や不明確性にもつながっている。また、実務においても、金融機関の相続手続を個別バラバラにした後クタクタになり、ようやく不動産遺産の相続手続に取り掛かる気になるのは数年後というのがざらである。世界基準のように、早期に遺産目録を作成する制度的慣習を整えることは、相続登記の促進にとっても、遺産分割協議の促進にとっても有効であると考え。もっとも、誰（専門職）が精度の高い遺産目録の作成を担当するかについては、検討が必要だが、世界では、不動産登記申請の専門職が担当していることは事実であり、そのことが早期かつ適切な相続登記申請に繋がっていることも事実である。

（２）相続土地国庫帰属制度充実への期待

遺産分割が長期化する要因の一つに、遺産に不動産が含まれている場合が挙げられる。特に、活用や処分が困難な、いわゆる「負動産」が含まれているケースである。

適切な遺産承継を実現するために必要な要素として、適正な承継者の存在と、確実な処分の実現がある。つまり、相続人の中に適切な承継者がいない場合は、その相続人に代わる適切な承継者への処分が確実にできることが重要である。特に、不動産遺産においては、贈与や売買における処分が困難な不動産につき、確実に受け取ってくれる公的制度が世界には備わっていることが大きい（※⁷）。

日本でも令和５年４月より、相続を契機とする承継不可能な土地の国庫帰属申請制度がスタートした。この制度の充実が、遺産分割の促進につながることは、実務現場からは明白である。そのためにも、世界のように、市町村単位のマスタープラン（土地再生活用計画）の充実を望む（※⁸）。

（３）代表共有者登記制度の導入

不可分財産である不動産を共同所有（共有名義）する弊害は、世界では当たり前の様に認識されており、生前対策や遺産分割協議においても、考慮すべき点として広く国民にも認識されている。換価分割の場合を除き、世界では複数の相続人が共同所有（共有）で相続するケースはほとんど見られない。

他方、日本においては、物理的に分けることが可能な財産と、そうでない財産を区別する意識が低く、不動産遺産においても複数の相続人による共同相続（共有名義での相続登

※⁷ フランスやドイツでは、都市計画を重視しているため、価格は別として譲渡できない土地は少なく、例えあったとしても、市町村がみなし放棄や所有権放棄を理由に受けとる。イギリスでは、そもそも土地の所有権は国に最終帰属すると考え、アメリカでもランドバンクなどが、都市再生計画に基づき受け皿となっている。

※⁸ 「アメリカランドバンク制度の概要と日本版構想」石田光曠 2018.4.10 司法書士月報参照

記)がよく見られる。この権利的分散手続が将来の相続財産の管理・活用不全につながることから、相続登記の形式的義務制が敷かれた今日、ますます注視する点である。

そこで、提案したいのが、1925年に制度化されたイギリスの代表共有者登記制度の日本版導入である。イギリスには、土地の権利分散を防止する画期的な登記制度があった。不分割財である土地を複数人で共有する場合、その権利実態を法人と捉え、実体上の共有持分と、対外的な法律手続に関する代表者を分けて考える登記制度である。法人の登記制度と同じ捉え方で、1925年、イギリスにおいて国民に土地の所有権を開放した際に創設された。制度目的は、国土でもある土地の権利的分散による諸問題を防止するためである。まさに、今日の日本で大問題となっている放置空き家や所有者不明土地問題を予測しての制度と言える。

例えば、仮に一筆の土地をA・B・C・Dの4名で共同相続したとする。持分は同じである。そこで、実態上は4分の1ずつの持分共有として登記申請しなければならないところではあるが、この関係は時間の経過とともに分散化する恐れがある。そこで、土地の共有状態を法人擬制し、法人の代表者登記と同じように代表共有者の登記(上限指定)を可能とするものである。そして、対外的にはその代表者のみで法律行為ができる。もっとも、その効果は共有者目録に記載された実態上の共有者全員におよび、売却代金などはその持分に応じて分配される。また、代表共有者に相続が開始してもその地位は相続の対象とならず、残りの代表共有者のみ、または裁判所が選任する新たな追加代表共有者によって法的行為が継続できるのは、法人の代表者と同じである。

この登記制度は、コモンロー(対外的法律)とエクイティ(対内的法律)の二重法制を採るイギリスならではの制度ではあるが、土地の権利関係の分散化が社会問題にまで拡大している現在の日本にとって、まさに採用したい合理的な制度であり、不分割財の共有状態を法人(財団)と同視すれば、日本の現行法の解釈内でも十分に可能となる登記制度ではないだろうか。イメージを持ってもらうために、日本の登記情報に落とし込んだ場合の記載例を作ってみたので参考にしていきたい。

〔日本版代表共有者登記制度のイメージ〕

2番 所有権移転 代表共有者 東京都中央区一番町1番地 A
(共有者目録)

共有者	東京都中央区一番町1番地	持分4分の1	A
	京都市中京区栄町1番地	持分4分の1	B
	北海道札幌市三番町1番地	持分4分の1	C
	沖縄県那覇市銀座町1番地	持分4分の1	D

さらに、この代表共有者登記制度は、不動産所有の新たなニーズにも対応できる。例えば、近年流行りのプライベートキャンプ用の山林や原野の共同購入や、古民家の共同購入の増加、あるいは友人同士で共同建設するプライベートグループホームなどである。これらは決して歓迎できないことではなく、ルールさえ作れば人口減少期の土地活用として、ある意味歓迎すべき現象かもしれない。ところが、現在の制度の下では、これらの取得形態（共有名義）は将来の所有者不明土地問題の種を撒いているだけである。

また、この登記制度は相続の場面でも応用できる。遺産共有の状態が長期化しそうな場合、または一定期間内に当該不動産遺産が換価できなかった場合など、法定相続人全員から委託を受けた相続人代表を代表共有者として選任し、対外的な法律行為をシンプルに、かつ滞らさない登記制度も考えられる。

いずれにせよ、不動産を公共性の高い不分割財として捉え、それにおける権利及び意思の分散を防止する工夫が今の日本に必要であると考えがいかがだろうか。

第3章 遺産分割の基準と専門職による支援について考える

1. 遺産分割の考え方と専門家の役割

(1) 遺産分割の原則は？

現代日本における相続手続の課題の本質は何かと考えた時、やはり頭によぎるのが遺産分割における「原則」観である。つまり、民法第900条に定める法定相続分での分割が原則なのか、それとも同第906条に掲げる諸事情を考慮した上での合意分割が原則なのか。これについては、明確な見解が示されていないため同職の皆さんも悩むところではないだろうか。そこで、世界の遺産分割の「原則」を調査してみた。

意外な結果が出た。日本の様に法律条文として「遺産分割の基準」を定めている国は、今のところ発見できなかったのである。代わりに発見したのが、法定相続分以外の割合で分割をした場合、相続人間で贈与があったとみなされる税務規定があったことである（※⁴）。また英米法のアメリカでも、清算後に残った遺産の中で、遺言などによる分割指示の無い遺産は、原則、人格代理人（裁判所が選任した遺産管理人）から法定相続分にしたがって相続人に配分される。とすれば、世界では法定相続分での遺産分割が原則で、相続人間の合意による分割は例外と言えるのかもしれない。つまり、遺産は法で定めた相続分で分割するのが原則だから、それを確実に促進するために、本来家族内の問題である相続に公的機関や資格専門職を早期に関与させることができるということなのだろうか。

※⁴ フランス及びドイツの制度として発見。ただし、相続人間の贈与における税率は、日本の贈与税よりはるかに低い。

(2) 民法第 906 条は日本だけ！？

「遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。」遺産分割の基準として、民法ではっきりと規定された考え方である。とすれば、第 900 条で規定した法定相続分との関係はどうなのか？法律専門職の間でも謎の深い問題の割に、あまり議論もされてこなかった論点の一つではないだろうか。

そもそもこの条文は、戦前までは無かった。当然である。家督相続制度という、ある意味、超合理的な分割制度を採っていた我が国の相続制度において、この基準は不要であった。とすれば、昭和 22 年の民法改正に、誰がどのように考えてこの条文を入れたのだろうか。その際、第 900 条の関係はどう考えたのだろうか。

法務省が公表している相続法の改正の歴史に関する資料によれば、昭和 22 年の改正時に、こんな付帯決議がついていたようである。「(今回は) 十分な検討の時間がなかったため、憲法に抵触しない規定については、明治民法の規定がそのまま承継された部分も多かった。そのため、この改正については可及的速やかに、将来において更に改正する必要があることを認める。」そして、それを受けて昭和 55 年に 906 条はさらに改正された。従前は「遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の職業その他一切の事情を考慮」とされていたところ、相続人について考慮すべき事情の例示として「職業」のほかに「年齢」と「心身の状態及び生活の状況」が加えられたのである。変更どころか、バージョンアップである。ということは、当時の学識経験者を含めた相続法の専門家たちは、日本の相続においては、形式的な法定相続分ではなく実質的平等原則あるいは合理的原則に基づく合意による分割が原則であるべきと考えていたことは間違いなさそうである。おそらく、戦前までの家督相続制度のメリットを実現しやすくするという配慮も背景にあったのかもしれない。

(3) 現代相続にふさわしい原則の捉え方を考える

以上の調査結果から、世界では「法定相続分」、日本では「相続人間の話し合い(合意)」を遺産分割の大原則と考えていることが浮かび上がった。とはいえ、世界でも法定相続分通りに機械的に遺産が分配されている訳ではない。一定程度の国民は、形式的に法律で分割割合が決まることを良しとしないため、また、自分の財産が死後ガラス張りになることを嫌い、積極的に遺言書作成をはじめとする生前手続を行っており、また国も生前手続のバリエーションを充実させているのが事実である。さらに、現代の日本人のように、不動産などの不分割財に対し、相続人同士が共同名義で相続登記をするということは、換価分割目的以外はしない。また、相続人間でも生存配偶者がいる場合や、遺産を必要とする特定相続人がいる場合は、その者の配分を多くすることは珍しくない。とすれば、世界では、法定相続分が法律で定まっているからこそ、生前対策や合意を重視しているのではないかと、当研究部会は考えている。

他方、日本はどうだろう。民法で遺産分割の基準（考え方）を定めているにもかかわらず、多くの国民は相続制度の正確な知識を持たず、戦前の家督相続時代の名残のように、「死んだ後のことまで心配しても仕方がない。」「生前に準備しなくても何とかなる。」と未だに思っている高齢世代と、「法定相続分は、当然の権利」と過剰認識している推定相続人層が一定程度おり、また、家族関係の多様化が進んでいる割には相続法教育も活発ではない。専門職である法律資格者も、結局揉めれば法定相続分が基準となると冷めた見方をする者がほとんどで、下手にアドバイスをすれば非弁行為に当たると考える者も少なくない。これでは、時代のニーズに合っていないばかりか、面倒な相続手続から逃げているとしか言いようがない。この現実の犠牲の一つが、国土でもある不動産財の承継不全問題である。

（４）日本も法定相続分での遺産分割を原則とすべき？

さて、ここまでの情報を受け、日本も世界と同様、民法で定める法定相続分での遺産分割を原則にする方が、現代相続事情に合致しているのではないかという意見もあると思う。考え方としてはもっともである。ただし、当研究部会が調査した限りでは、世界基準の法定相続分と現在の日本の法定相続分は、似て非なるものであることを申し述べておく。

まず世界では、相続を原因とする財産分与という制度がある。法律婚に限るが、生存配偶者に婚姻中の形成財産の50%が優先的に分与される。この権利を得るために、事実婚から法律婚に変更するカップルも少なくないと聞く。さらに、多くの国で近年、法律婚の配偶者と兄弟姉妹等（第三順位相続人）が法定相続人になる場合の兄弟姉妹の相続権を廃止するなど、時代に合わせて法定相続分の内容を変更している。遺留分の縮小傾向もしかりである。

何が言いたいかというと、世界では、法定相続分を遺産分割の重要な指針とする代わりに、常にその内容が議論され、改良されているのに比べ、日本では、未だに明治時代のままほとんど変更されていない。これは、必要なら基本原則である民法第906条に沿って、相続案件ごとに話し合いで決められるという考えがあるからではないだろうか。本気で、日本も法定相続分を大原則にすることが、現代相続に資するというのなら、法定相続制度そのものを常に、大胆に変更する必要があると思う。

ちなみに当研究部会では、日本における民法第900条の割合規定は、遺産全体における包括的共有状態にある遺産の管理責任と議決権の割合みたいなイメージを、今のところは持っているがいかがだろうか。

（５）今こそ相続専門の中立的事務法律職の確立と手続モデルが求められる！

日本においては、近年、相続登記手続や相続税申告手続に加え、遺産承継支援業務などと呼ばれる手続履行の支援業務が増加傾向にある。これも、相続人の高齢化や相続人間の関係希薄化にともなう現象であろう。もっとも、肝心の遺産分割における合意形成を支援するサービスは、充実しているとは言えない。

この点、世界では、法定相続制度を基調としつつも、各相続事案における事情や相続人の事実上の公平性を重視した遺産分割の実現を支援するのが、法律専門職（初段の関与専門職）の責務と考えている。この点、日本でも、民法第906条の遺産分割の基準をベースに、相続案件ごとの事情と各相続人の意思を考慮し、専門職がファシリテータ（進行役）として支援できる手続システムの構築が求められる。

そこで次の章では、自由かつ公平な話し合いの場である遺産分割協議に対し、第三者専門職が進行支援する意義と方法を検討する。

2. 中立的専門職によるファシリテートモデルの構築

（1）はじめに

少子化や親族関係の希薄化、海外を含む遠方居住相続人の増加等によって、相続人だけで遺産分割の話し合いを進行することが困難であるケースが増加している。そんな環境下で問題となっているのが、相続開始後、遺産分割が完了するまでの期間の長期化であり、その結果が所有者不明土地や放置空き家の増加問題である。そこで、求められるのが、相続、特に遺産分割協議における進行支援サービスではないだろうか。

前述した通り世界では、近年特に、相続人同士の話し合いや被相続人の意思の実現を円滑に行うためには、専門職が早い段階から支援すべきという考え方が見てとれる。特に、遺産の中に不動産がある場合は、社会的要請からも専門職の関与が重要と考えているようだ。欧米諸国では、相続手続に関する専門職（法律資格者）は明確に一元化しており、相続人はその専門職を訪ねることで相続手続が開始でき、専門職が包括的な手続きの履行と清算、分割支援を担当する。世界には日本のような戸籍制度が無く、専門職に頼らざるを得ない事情があるものの、結果、スムーズに手続きが進み、遺産分割ができる要因になっていることは事実である。

一方で、我が国の遺産分割協議に関与する専門職と言えば、訴訟専門家たる弁護士は一部相続人の代理人であり、司法書士や行政書士は相続人の協議の結果を遺産分割協議書にするだけである。つまり遺産分割の協議をファシリテートする専門職がおらず、また、そのことについての議論もされてこなかった。本稿の目的は、紛争に至らない数多くの「遺産分割」を中立的な立場でファシリテートし、納得のいく遺産分割を実現するための遺産分割支援モデルの創造と提案である。

（2）遺産分割におけるファシリテータの役割

ファシリテータとは、人々の活動が容易にできるよう支援し、事がうまく運ぶようにリードする舵取り役のことを言う。ファシリテート（facilitate）とは、日本語で「促進する」「容易にする」といった意味である。本稿の文脈でいえば、遺産分割の当事者である各法定相続人に対し、中立的な立場でヒアリングを重ねながら全員の意見・主張を引き出し、本質を捉え直し、合意形成を困難たらしめる課題があれば相続人全員が理解し共有

し、遺産分割協議の成立に専門職が伴走する営みが、ファシリテーション型支援モデルである。

世界の相続手続の実態を調査していく中で、このファシリテータと呼んでもよさそうな役割を演じる法律専門職の存在を見つけた。代表的なのが、ヨーロッパの「ノテール」（特に、フランスのノテールは有名）と呼ばれる法律資格者である。相続手続においては、法定相続人の特定及び遺産目録の作成から遺産分割案の提示、さらには、相続税申告、各種名義変更、生前対策（遺言書作成等）まで、相続手続全般に渡る法務手続の専門家である。

そういえば、戦前までの日本では、家督相続制度を採りながらも、分家対策や嫁入り支度などの財産分与について、一定の資産のある家族では当たり前のように採ってきた。仮に、生前対策を採る前に世帯主が死亡した場合も、親族の中の特定の人物、または地域の長（おさ）が仕切り役を担当した。まさに、ファシリテータと呼んでも良い存在だろう。その点、近年の日本の相続では、地域や親族にこのような仕切り役が居なくなったことが課題なのかもしれない。ヨーロッパでも同じである。そこで、ノテールのような中立的な法律専門家の役割が重要になってきたものと想像する。

（３）ADR との違い

因みに、ファシリテーションとは、ADR 制度とその理念や公正で中立的な第三者が介入する点で共通するが、その前提において異なることを明確にしておく。ADR は、紛争が顕在化している当事者二項対立構造を前提に、調停、調整するメディエーションであることに対して、ファシリテーションは、単に複数当事者の意思、意見等を整理し、議論を進行する手段として、まちづくりの意見整理などに利用される調整技法である。本稿の目指す遺産分割における支援とは、あくまで紛争性が明確になる前の段階まで、あるいは誤解等による紛争性を予防するための手段であることを強調しておく。

3. 遺産分割を支援するための専門職の役割をイメージする

（１）ファシリテータの役割

相続手続におけるファシリテータは、遺産分割案に対する直接の「答え」を当然ながら持ち合わせているわけではない。指針となるのは民法第 906 条であり、それを基に当事者に寄り添うことである。そのため、ファシリテータができることは、当事者たる相続人たちに向き合って、自分たちの素朴な疑問を出発点として、まずはゼロベースで「問いかけ」をすることから始まる。

一部相続人不明等のケースを除き、遺産分割協議が進まない、うまくまとまらないケースでは、当事者間の「認識の固定化」と「関係性の固定化」という大きく 2 つの壁が存在することが多い。

認識の固定化とは、当事者に暗黙に形成された認識（前提となっているものの見方・固定観念）によって、物事の深い理解や創造的な発想が阻害されている状態のことをいう。遺産分割においては、法定相続分に固執し、それと異なる分割することに罪悪感を覚え

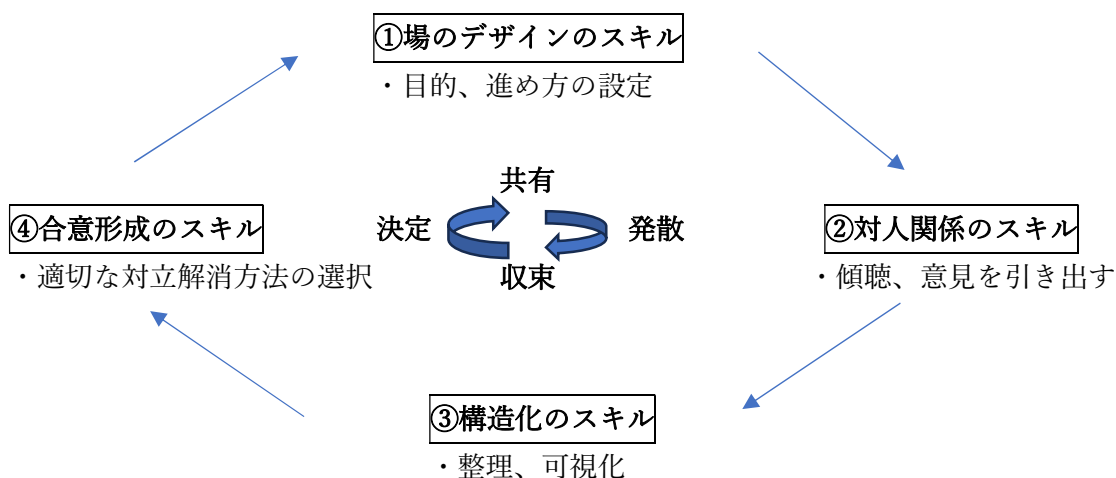
る人も少なくない。他方で、被相続人との関係が深い相続人が優遇されるのが当たり前という考え方がそれぞれ固定化されていれば協議はまとまらない。

関係性の固定化とは、当事者同士の認識に断絶があるまま関係性が形成されてしまい、相互理解や、創造的なコミュニケーションが阻害されている状態をいう。ここでいう関係性とは、明示的な年長年少もしくは男女や役割といった関係のみならず、お互いが暗黙のうちに感じている信頼や期待の上に成り立つ心理的契約とも呼ばれる関係性も含んでいる。仮に遺産分割協議の成立という同じ目標を共有していても、そこにいる一人ひとりの「当たり前」の認識には、何らかのズレがあって当然である。互いの認識や前提に「ズレ」があったまま関係性が固定化されてしまうと、不信感に繋がり、その溝を乗り越えることはさらに容易なことではなくなるであろう。歪なまま固定化した認識は、本当に目指すべき幸せや課題の本質を見失い、「答え」を誤った方に導いてしまう。

そこで、中立的な立場での第三者が、当事者間の認識の前提を揺さぶり、新たな関係性を再構築するための創造的対話が必要となってくる。ファシリテータの投げかける問いによって、無自覚（であるが潜在的に固定していた）であった前提が変化し、対話が深まり、より本質的な答えが生まれる。とするならば、まずすべきは急いで「答え」を出すよりも、進まない協議の現状を打破する「問い」の引き出しを多く持ち、当事者と共有し、対話の場を作ることが求められていると言える。少なくとも我々法律専門職は、これまでの実務経験に基づいて、「このような考えもあるのではないか」という思考の補助線を伝えることができるはずだ。その過程で、認識は内省され、関係性は再構築される。このプロセスが回り始めると、自然と自身が暗黙のうちに形成していた認識に気がつき、時に問い直し、互いに共有することで関係性が変化し、適切な遺産分割の答えを生み出す契機となるだろう。

（２）遺産分割ファシリテーションの４つのスキル

一般に、ファシリテーションには次の４つのスキルが必要とされている。



以下、一般的なファシリテーションスキル4つを簡単に説明し、遺産分割の流れに落とし込んで考えていきたい。

① 場のデザインのスキル

場のデザインのスキルとは、何を目的にして、誰を集めて、どういうやり方で議論していくのかなどの話し合いの段取りである。最適な議論の進め方や論点を提案し、メンバーに共有し、さらに目標の共有から共同意欲を醸成し、あわせて討議の時間やメンバー同士の関係性を適切にデザインして、話しやすい場を用意する必要がある。人は環境によって振る舞い方が大きく変わるからである。

遺産分割協議に置き換えれば、当初、一部相続人から依頼を受け、法定相続人目録、遺産目録を作成した後に行う他の相続人へのファーストコンタクトということになる。一般にファシリテーションは、対面での議論を前提としているが、多様化した現在の相続手続において相続人全員が一同に会しての協議というのは現実的ではない。そのため、ファーストコンタクトの方法としては、まずは手紙を想定する（追って電話、メール等は併用）。

相続実務において、ファーストコンタクトは一部相続人から発信されることが一般的ではあるが、中立的法律専門職が作成した情報を提示されることで、安心と信用に繋がるということが期待される。

② 対人関係のスキル

対人関係のスキルとは、出来るだけたくさんの意見や考えを出し合い、理解と共感を深めながらアイデアを広げていく技術のことである。「発散」とも呼ぶ。意見を出し尽くすことで、これから生み出す結論への合理性と納得感を高めていくのだが、このときファシリテータは、しっかりとメッセージを受け止め、心の底にある本当の思いを引き出していかなければならない。それと同時に、意見と意見の連鎖をつくり、幅広い論点で考えられるように、傾聴、応答、質問などのコミュニケーション系のスキルが求められる段階である。「人の話を積極的に聴くファシリテータは、他に欠点があったとしてもそれを帳消しにできる」というファシリテータ業界の格言もある。

傾聴のために、まずは開かれた問い（オープンクエスチョン）で自由に話してもらい、その中で確認したい事項をイエスノーで答えられる閉じた問い（クローズドクエスチョン）を使って掘り下げていく。また、ただ聞くだけではなく、何故そう考えるのかというような素朴な問い、こういう考え方もできるのではというような視点を変えた意見の提示等をしながら本当の意図をつかんでいく。ファシリテータが勝手に解釈や判断をせず、再確認のひと手間を惜しまず、意見を発散してもらうことを重視したい段階である。

③ 構造化のスキル

構造化のスキルとは、「発散」がうまくいけば自然と収束に向けての気運が生まれ、タイミングを見計らい、個々の意見を整理していく技術のことである。その上で、議論の全体像を整理して、議論すべき論点を絞り込んでいく。議論を分かりやすく「見える化」する思考系のスキルの出番である。遺産分割協議に置き換えれば、相続人それぞれの意見が

出揃って、合意できる点、対立している点を整理していく場面であり、ここが相続人間の利害調整の出発点になる。

遺産分割においては、ファシリテータは相続人自らがベターな遺産分割案を見いだせるよう支援していく。案は事案によって一つかもしれないし複数になるケースも考えられる。相続人から案が出てくれば、ファシリテータはそれを文書化する。文書化することによって、複数案であればそれを見比べることができるのである。

④ 合意形成のスキル

合意形成のスキルとは、何を基準にして最適な選択肢を選ぶのか、異なる意見をどうやって融合させるのかの技術である。避けて通れないのが意見の対立であり、ファシリテータの力量が最も問われる場面である。合意ができれば、結論やアクションプランを確認し、話し合いを振り返って次に向けての糧としていく。

遺産分割協議に置き換えれば、ようやく遺産分割について合意形成をしていく場面である。言うまでもなく遺産分割協議は相続人全員の合意がないと成立しない。相続人全員で合意形成をするということは、各人にとっては必ずしも最良の案ではなくても、相続人全員が支持できる案を作り出していくということだ。

ここでのファシリテータの役目としては、出揃った相続人のそもそもどうしたいかという欲求をもとに、お互いが合意できることを合わせていくことだ。それぞれの前提、目的、優先順位、解釈の違い等を基準として、合意点を積み上げ、上記3つのスキルを使いながら対立を解消できる案を柔軟に考え、皆が納得できる解決策を粘り強く探すことが大事である。多様な視点に対立軸を検討する機会となり、それを経た合意は、意思決定の質が高く、相続人の納得感も高いものになっていく。

4. 国民にとって優しい制度を目指して

「先生、間に入ってもらえませんか。」司法書士をやっていると相続登記に至るまでの過程の中でこういうオファーを受けたことのある同職は多いと思う。このオファーに司法書士はなんと答えればいいのかであろう。「司法書士は相続人の間に入ることはできないんですよ。司法書士はあくまで相続人のみなさんで話し合った結果を書面にするだけなので。弁護士さんでも間に入るということはできなくて、1人の相続人の代理人として他の相続人と話し合いをする立場なのですよと。どうしても間に第三者を入れたいということであれば、家庭裁判所の調停をご利用下さい。」であろうか。考えてみればこれは随分と相続人に優しくないシステムであると思うがいかがだろうか。

5. 遺産分割への支援と非弁行為

(1) 弁護士法第72条の解釈

家事代理権を持たない日本の司法書士が、遺産分割のファシリテータとして関与しようとするれば、弁護士法第72条との関係が問題になることが予測される。

弁護士法第 72 条とは、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」とする非弁行為を防止する条文である。本書で提案するファシリテート方式による遺産分割への進行支援モデルが、果たして、この規定に抵触するのかについて検証する。

司法書士は、長年、主に不動産遺産の相続登記申請に関連して多くの相続手続に関与してきた。そして、司法書士が相続人の一部から相続手続に関する相談を受けた時の相続人間の状況は、概ね次の 4 つのパターンに分類されるだろう。

- ① 既に相続人間で話し合いがなされ、遺産分割方針が概ね決まっている。
- ② 相続人間に何ら対立はないが遺産分割内容が未定である。
- ③ 相続人の中に長年又は全く連絡の行き来がなく遺産分割の意向が全く分からない者がいる。
- ④ 相続人間で遺産分割方針について又は感情的なことで対立が生じていることが顕在化している。又は対立が容易に想定される。

そこで、この 4 つパターンにおいて、司法書士が相続手続の進行役として関与した場合に、弁護士法第 72 条違反となるかどうかを検討する。

①の状況下で司法書士が関与することは、全く問題ないとする。司法書士は相続人から聴き取った遺産分割方針を基に遺産分割協議書案を作成し、相続人全員から署名押印をもらい、相続登記等の手続を行うわけであるが、これこそ長年司法書士が相続登記等の実務の中で実際に行ってきたことである。

④の状況下で司法書士が関与すれば弁護士法第 72 条違反となるだろう。本書の提案は、④の状況下で関与することは全く想定していない。

では、②の状況下ではどうだろうか。②の状況は、相続人間が円満で緊密に連絡が取れる状況ではあるものの、正確な遺産内容を把握していなかったり、遺産分割方針に対立はないものの、二次相続等を考慮して相続人が登記や税金等の各専門職からアドバイスを受け、その後に遺産分割方針を決めたい場合などが考えられる。このような場合、司法書士は遺産調査から関与して正確な財産目録を作成し、必要に応じて税理士も交えて相続人と何度も面談を重ねて遺産分割協議書案を作り上げていくことが想定される。もしこのような方法が弁護士法第 72 条違反になるとすれば、司法書士のみならず税理士までもが過去の相続税申告手続における実績を否定されることになる。したがって、②の状況は、まさに司法書士が相続手続のファシリテータとして関与することが想定される状況であり、全く問題ないとする。可能であれば、法定相続人に対し、第一報で遺産目録の調査と遺産分割の進行支援に関する委任を受ける事から始めることも有効であろう。

問題は③である。長年又は全く連絡の行き来がなく、遺産分割の意向が全く分からない相続人がいる場合でも、司法書士は相続登記等を完了させてきた実績がある。しかし、その進め方は個々の司法書士によっても様々と思われる。司法書士の中には、依頼者である一部の相続人の意向をもとに作成した遺産分割協議書をいきなり他の相続人に送りつけて署名押印を求める方法を取る者がいると見聞きしたことがある。もし、司法書士がこのような関与の仕方をすれば、弁護士法第 72 条違反の罪に問われても仕方がないだろう。

では、相続人間で連絡を取ったことがない相続人に対して、書面で意向確認をすることはどうか。意向確認の結果、相続人全員が対立することなく遺産分割協議を前向きに進めることが確認できたなら、それは②と同じ状況のはずである。

(2) 参考となる意見

ここで参考となるのが、令和 2 年度司法書士総合研究所の登録研究員だった木曾雄高司法書士による弁護士法第 72 条違反に関する多数の判例分析と考察である(※¹⁰)。注目すべきなのは、平成 22 年 7 月 20 日最高裁判所第一小法廷決定の調査官解説の紹介である。平成 22 年 7 月 20 日最高裁判所第一小法廷決定は、ビルの所有者から、賃借人への立退交渉を依頼された被告人が、ビルの賃借人に対して虚言を弄したり、不安を生じさせたりするような手段を用いて交渉し、賃貸借契約の合意解除をさせた事案であり、立ち退き合意の成否、立ち退きの時期、立ち退き料の額をめぐって交渉において解決しなければならない法的紛議が生ずることがほぼ不可避であり、弁護士法第 72 条に定める「その他一般の法律事件」に該当し、また、賃借人らとの間に生ずる法的紛議を解決するための法律事務の委託を受けて、前記のように賃借人らに不安や不快感を与えるような振る舞いもしながら、これを取り扱ったことから、弁護士法第 72 条違反の罪の成立を認めたというのが要旨である。この決定に関して担当調査官から、『その他一般の法律事件』について、全く争いがありえないような案件も取り込む解釈は、前記最高裁昭和 46 年大法廷判決が判示した弁護士法 72 条の趣旨を超えている疑いがある。」「端的に法的紛議が生じることがほぼ不可避であるような基礎的事実が存在することを根拠に『その他一般の法律事務』に当たるとの判断をするべき」、「単なる意向伺いなどは、そのような意味での法律事務に当たらないのではないかと思われる」等の指摘がなされていることが紹介されている。また、判例分析に関する結論として、「実務上の要請としては、権利義務・利害関係の対立が、潜在・顕在問わず存在する状況で、一方当事者の利益のために交渉を伴う事務を受任

※¹⁰ ・木曾雄高「弁護士法 72 条についての一考察 ―司法書士による遺産承継業務を中心に―」令和 2 年度 司法書士総合研究所 成果集

・木曾雄高「弁護士法 72 条における「一般の法律事件」「法律事務」の意義についての一考察 (1) (2) (3) ―私人間の法律行為の委任・代理の可否の観点を中心に―」民事法研究会 市民と法 No.124 125 126

し、行うことは避けるべきであるといえる。使者や意向伺いという立場に徹することで、可能な限り柔軟かつ公正・安全に執務することが可能となろう。」と締めくくられている。

上記の最高裁調査官の指摘や木曾雄高司法書士の判例分析に関する結論については、当研究部会も同感である。本稿が目指す司法書士による相続手続のファシリテーションは、一方当事者の利益を増大させることを目的とはしていないし、その過程で他人と利害対立が生じることを厭わないものでもない。むしろ中立的な立場で、相続人間の対立が生じない状況の中で相続手続を支援することを目指すものである。したがって、上記③のように、長年又は全く連絡の行き来がなく遺産分割の意向が全く分からない相続人がいる場合に、一部の相続人の意向をもとに作成した遺産分割協議書をいきなり他の相続人に送りつけて署名押印を求めるという方法は全く想定していない。まずは相続発生的事实と正確な財産状況を伝え、平成22年7月20日最高裁判所第一小法廷決定の調査官解説で「弁護士法72条違反にはならない」と指摘されている「意向伺い」としての連絡を入れるべきである。その連絡により当該法定相続人の意思を確認するとともに、遺産分割協議を進めていくことの可否を確認できれば、実質は上記②と同じような状況となる。後は法律専門職としての手続に関するアドバイスを行い、合意に至った内容での遺産分割協議書を作成し、登記申請等の各種手続を進めるということになるだろう。

よって、上記①から③の状況において、上記のような方法で進めることを前提とする以上は、司法書士がファシリテータ（中立的進行役）となって遺産分割手続に関与することは弁護士法第72条との関係でも全く問題ないと考える。

6. 最後に

日本司法書士会連合会及び日本司法書士政治連盟との共同による「令和6年度司法書士法改正特別要望」（令和5年9月）において、「司法書士に、成年後見制度・民事信託支援業務における実績、簡裁訴訟代理等関係業務上の実績及び研修の成果を踏まえ、家事に関する事件について代理にすることができるとする新しい規定を設けること。」が要望事項として掲げられており、その必要性の一つとして、「遺産分割協議による確定的な権利帰属の促進」を挙げられている。

しかし、前述のとおり、世界基準の相続手続においては、訴訟法務の専門職は、相続手続の初段の関与を避けており、仮に司法書士が家事代理権を付与されて一部の相続人の代理人となって当該相続人の利益のために相続手続を進めることになれば、世界基準とは逆行する流れとなる。また、家事代理権の獲得は、司法書士の権限がより弁護士に近づくということであり、司法書士が弁護士の持つ権限の一部を増やしたところで、弁護士の数が増加している昨今においては、司法書士の存在意義はむしろ薄れていくだけではないかと考える。

そうではなく、少なくとも遺産分割協議においては、司法書士は弁護士とは違った法律専門職能として、一部の相続人の代理人ではなく、むしろ紛争を予防するために相続人全員のために合意形成支援を可能とする地位の獲得を目指すべきである。そうなれば、司法書士は弁護士とは明らかに違う全く別の専門職能としての存在意義が新たに生まれる。

司法書士は、不動産登記手続を通じて、数多くの紛争性のない遺産分割協議書の作成に関与してきたわけであるが、司法書士は、これまでも一部の相続人の利益のためだけに手続を行ってきたわけではない。どの相続人がどの不動産を取得することが、どのように分割することが、もっと適切なのか、相続人の意向を確認しながら、相続人や相続財産全体のことを考えて手続を行っている。

これらを司法書士の相続手続モデルとして更に研究、確立、普及活動を行い、上記の権限獲得を求めるべきである。

以上